

有害鳥獣駆除 実施中

京極町では猟友会の協力のもと、有害鳥獣駆除として、下記のとおり実施しておりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

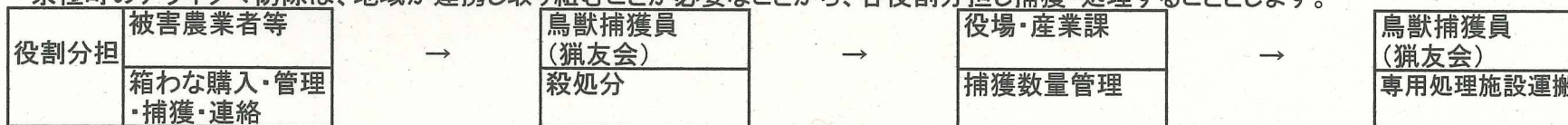
平成30年 3月29日

許可証番号	環北地野許第1311111号	後志第327号	京極第28号	京極第29号	後志第354号	京極第30号	京極第32号	京極第33号
鳥獣等の種類及び数量	アライグマ	ヒグマ 従事者合計4頭	カラス (ハシブトガラス) (ハシボソガラス) 従事者合計200羽	キツネ 従事者合計50頭	ヒグマ 従事者合計3頭	ニホンジカ 従事者合計50頭	タヌキ 従事者合計40頭	ニホンジカ 従事者合計120頭
目的	被害の低減化及び生育域の拡大防止。侵入・定着阻止	その他 (ヒグマ対策技術者育成捕獲)	管理 (被害防止)	管理 (被害防止)	管理 (被害防止)	管理 (被害防止)	管理 (被害防止)	管理 (被害防止)
実施期間	H25.11.11～ H33.3.31	H30.03.17～ H30.5.31	H30.04.01～ H30.9.30	H30.04.01～ H30.9.30	H30.04.01～ H30.9.30	H30.04.01～ H30.9.30	H30.04.01～ H30.5.31	H30.04.01～ H31.3.31
区域	京極町一円 但し、銃器は、規則7条第1項第7号を除く	京極町一円 但し、規則7条第1項第7号を除く	京極町一円 但し、規則7条第1項第7号を除く	京極町一円 但し、規則7条第1項第7号を除く	京極町一円 但し、規則7条第1項第7号を除く	京極町一円	京極町一円 但し、規則7条第1項第7号を除く	京極町一円 但し、規則7条第1項第7号を除く
方法	箱わな、エッグトラップ、銃器(散弾銃)	銃器 (ライフル及び散弾銃)	銃器 (散弾銃)	銃器 (散弾銃)	銃器 (ライフル及び散弾銃)	わな (くくりわな)	銃器 (散弾銃)	銃器 (ライフル及び散弾銃)
従事者証番号	第02～34号	第01～16号	第01～15号	第01～15号	第01～16号	第01～08号	第01～15号	第01～16号

■市街地近郊でのアライグマ目撃・出没痕跡がよせられています。この情報は、ごく一部と思われ、市街地をはじめ広範囲に個体数・生息域が拡大している恐れがあります。当方で確認致しますので、情報をお寄せ下さい。

■農林業を営む方で、アライグマ目撃・出没痕跡を発見した場合は、「アライグマ限定」箱わな購入補助を実施しています。詳しくは、役場産業課までお問い合わせ下さい。

京極町のアライグマ防除は、地域が連携し取り組むことが必要なことから、各役割分担し捕獲・処理することとします。



■地域住民の皆様方におかれましては、目撃情報をはじめ行為に伴う私有地の通行など、ご理解ご協力をお願いいたします。
【連絡先】京極町役場産業課林務係 電話 42-2111(内線39)